

群馬大学医学部附属病院診療情報管理委員会内規

平成20.10.14 制定

改正 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成30. 4. 1 令和元. 6. 4
令和 2. 4. 1 令和 4.11. 4
令和 6. 4. 2 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院診療情報管理規程第13条第2項の規定に基づき、本院における診療情報を適正に管理するために、群馬大学医学部附属病院診療情報管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 診療情報の適正な管理に関すること。
- (2) 診療記録の監査及び業務の改善策に関すること（インフォームドコンセントに係る業務の改善に関することを除く。）。
- (3) 診療情報の提供に関すること。
- (4) 診療情報管理に係る教育及び研修に関すること。
- (5) 院内がん登録情報の利用及び評価に関すること。
- (6) その他診療情報の管理に関する必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 診療情報管理部長
- (2) 医療の質安全管理部長及びシステム統合センター長
- (3) 各診療科から選出された医師 各1人
- (4) 中央診療施設等から選出された者 若干人
- (5) 薬剤部から選出された者 1人
- (6) 看護部から選出された者 若干人
- (7) 医事課から選出された者 1人
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第3号から第8号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第8条 委員会に、診療情報管理に関する具体的な事項を検討させるため、検討部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成20年10月14日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病診療記録管理委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この内規施行後、最初に選出される第3条第5号から第8号までの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初の第3条第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年11月 4 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。